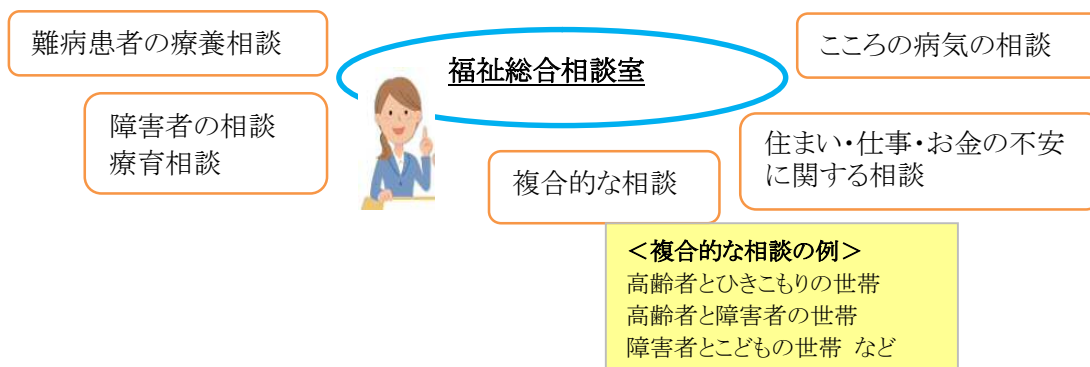


## Ⅸ 各種相談

### 1 福祉総合相談

障害や生活上の悩み等のさまざまな問題を複雑に抱えお困りの方が気軽に相談できるよう、福祉についての相談窓口として相談員が対応します。相談者の悩みや不安を受け止め、関係機関とも連携しながら一人一人に寄り添った支援を進めます。

#### ◆相談内容概要



#### ◆相談日時

相談日：月～金曜日（祝休日・12月29日～1月3日を除く）

開設時間：午前8時30分～午後5時15分

#### ◆問合せ先

本庁舎2階28番窓口（福祉総務課福祉総合相談室）

電話28－9145（直通）

### 2 障害者相談支援事業

相談支援を必要とする障害者及びその家族の方のさまざまな相談に対し、電話・面接・訪問等により総合的に対応します。

#### ◆相談場所

障害者相談支援センター名	住所	電話・ファックス	担当地区
あすか	千秋町一色字東出16番地	電話 81－7260 FAX 85－7279	西成・浅井町・千秋町
ゆんたく	大和町馬引字郷裏42	電話 64－5882 FAX 64－5852	萩原町・起・小信中島・三条・大徳・朝日・開明
やすらぎ	奥町字下口西72－1	電話 83－0881 FAX 83－0882	宮西・今伊勢町・奥町
ピース	大和町福森字馬引境17－1	電話 46－5009 FAX 85－7725	丹陽町・大和町
夢うさぎ	木曾川町外割田字西郷西151 きそがわ作業所隣接	電話 86－4003 FAX 87－7195	葉栗・北方町・木曾川町
いちのみや	東五城字備前12（尾西庁舎） 社会福祉協議会尾西支部内	電話 62－8678 FAX 63－4802	貴船・神山・大志・向山・富士

#### ◆相談日時

開設日:月～金曜日(祝休日・12月29日～1月3日を除く)

開設時間:午前9時～午後5時

※上記以外の時間については下記の電話のみで対応しています。受付体制に限りがありますので、原則30分までの対応とさせていただきます。

【休日夜間相談窓口】 電話:0120-10-8618(IP電話は対応できません)

#### ◆問合せ先

本庁舎2階28番窓口(福祉総務課福祉総合相談室) 電話28-9145(直通)

### 3 精神障害者家族相談事業

精神に障害のある方やその家族が、同じ悩みや苦しみを経験したピア(仲間)から、様々な問題に対して助言を得ることによって、孤立無援感を和らげ、安定した地域生活を送ることができるよう支援します。

#### ◆利用対象者

市内在住の精神に障害がある方やその家族

#### ◆相談窓口

場 所:ききょう会館(一宮市音羽1丁目5番17号)4階 相談室

開催日時:毎週月曜日と水曜日(祝休日・12月29日～1月3日を除く)の  
午前10時から午後3時まで

相談方法:電話での相談と面会での相談(面会は予約制)にて対応します。

電話相談、面会予約は開催日時中に次の電話番号までお願いします。

電 話:73-0505(ききょう会館4階相談室)

#### ◆問合せ先

本庁舎2階28番窓口(福祉総務課福祉総合相談室) 電話28-9145(直通)

### 4 発達が気になる子の相談

「初めてのことに對して不安が強い」「遊びが次々に移る」「学習にじつくりと取り組めない」「友達付き合いが上手くいかない」など、発達の気になる子の相談に応じます。

#### ◆相談日時

相談日:月～金曜日(祝休日・12月29日～1月3日を除く)

開設時間:午前9時～午後4時

#### ◆内容

事前予約による個別面談

## ◆相談場所

※お住まいの中学校区により相談窓口が異なります

施設名	所在地	電話	担当地区
児童発達支援センター いずみ学園 (こども相談 いずみん)	浅井町西浅井字 式軒家58番地	78-3111	南部、西成、西成東部、丹陽、浅井、千秋の各中学校区
児童発達支援センター まーぶるの森	北方町中島字往 還南2番地5	86-6820	葉栗、北方、今伊勢、奥、木曾川の各中学校区
療育サポートプラザ チャイブ	北丹町2番地	64-6362	北部、中部、大和、大和南、萩原、尾西第一、尾西第二、尾西第三の各中学校区

## 5 児童発達支援センター 一宮市立いずみ学園 浅井町西浅井字式軒家58番地

児童発達支援センターは、発達に遅れや偏りがある子を身近な地域で支援するための施設であり、一人ひとりの特性に合わせた心身の発達の促進及び保護者への養育支援を図ることを目的としています。

又、発達が気になる子のための相談支援や保育所等訪問支援を行っています。

### (1) 児童発達支援事業

子どもたちが安心して通園でき、毎日が楽しく生き生きと生活できるよう、児童発達支援計画に基づき、一人ひとりの発達に合わせて適切な療育を行っています。

## ◆入園できる児童

3歳から就学前までの発達に遅れが見られる子で、単独で園に通うことができ、居住する市町村から通所受給者証の交付を受けた幼児

## ◆利用者負担金

無料

## ◆開園時間

月～金曜日の午前8時50分～午後4時10分(祝休日・12月29日～1月3日を除く)

## ◆入園の申し込み・問合せ先 いずみ学園(電話78-2767)

## (2)療育相談事業

「初めてのことに對して不安が強い」「遊びが次々に移る」「学習にじっくりと取り組めない」「友達付き合いが上手くいかない」など保育園や学校の生活に戸惑っている時に、その子の個性に合わせて対応したり、環境を整えたりすることで、子どもたちが少しずつ生活しやすくなっていきます。その子の個性を大事にしながら、楽しく子育てができるように、その子に合った生活の仕方や福祉サービスの利用等を専門の相談支援員と一緒に考えていきます。

### ◆相談日時

相談日：月～金曜日（祝休日・12月29日～1月3日を除く）

開設時間：午前9時～午後4時

### ◆内容

事前予約による個別面談及び電話相談

◆問合せ先 こども相談『いずみん』 電話78-3111

## (3)保育所等訪問支援事業

保育所などを利用中の子どもが、集団生活適応のために専門的な支援を必要とする場合、保護者からの申し出により保育所等訪問支援員が施設に訪問し、その子どもに合わせた児童発達支援計画を作成します。支援計画に基づいて担任と協力し支援をしていきます。なお、この支援を受けるには、保育所等訪問支援に係る通所受給者証が必要となります。

### ◆利用者負担金

児童福祉法の規定に基づき算定した額。なお、障害福祉課にて、就学前児童発達支援事業等利用者負担金給付事業(P25(7)(ウ))の支給決定を受けると利用者負担金相当額が後日給付されます。なお、3～5歳児については、利用料は無料です。

### ◆利用できる日

月～金曜日の午前9時～午後4時（祝休日・12月29日～1月3日を除く）

◆問合せ先 こども相談『いずみん』 電話78-3111

## (4)障害児相談支援事業

日常の困りごとの対応方法などを一緒に考えていくとともに、子どもや保護者のニーズに寄り添ってその願いを実現させていく方法を考えていきます。障害児支援利用計画を作成し受給者証交付の手続きを相談支援専門員がお手伝いします。

### ◆相談日時

相談日：月～金曜日（祝休日・12月29日～1月3日を除く）

開設時間：午前9時～午後4時

### ◆内容

事前予約による個別面談

◆申請場所 こども相談『いずみん』 電話78-3111

## (5) 地域支援事業(親子であそぼ！わくわくひろば)

1～2歳のお子さんとその保護者の方を対象に気軽に遊びにきていただき、子育ての悩みなどを聞く中で発達の気になるお子さんの早期発見をしたり、情報を提供したりします。

### ◆利用日時

毎月4回(原則月曜日) 午前10時～11時30分

### ◆問合せ先

こども相談『いずみん』 電話78-3111

## (6) 巡回訪問支援事業

保育所をはじめ地域の事業所を巡回して、在籍している発達の気になるお子さんへの指導について、訪問支援員と支援方法や対応の仕方を一緒に考えていきます。

## 6 親子通園施設

発達面での支援が必要と感じる乳幼児とその保護者に対して、発達支援と家族支援を行います。一人ひとりの子どもの発達に合わせた支援をすることで生活経験を豊かにしたり、遊びを通して集団生活の基礎を作ったりすることを目的とした施設が市内に4園あります。

### ◆対象児

ことばや心身の発達がゆっくりで、一宮市に住民登録があり、保護者と通園が可能な小学校就学前までの乳幼児

### ◆申し込み

随時、各通園施設で申し込みを受け付けます。

施設名	所在地	定員
はとぼっぼ	真清田1丁目2番30号(スポーツ文化センター内)	10人
チューリップ教室	時之島字杵先8番地1(ふれあいセンターあゆみ内)	10人
すぎの子教室	東五城字南田尾40番地	20人
たけのこ園	木曾川町里小牧字道路寺35番地	30人

※児童発達支援を利用するための受給者証が必要となります。

### ◆利用者負担金

児童福祉法等の規定に基づき算定または準用した額。なお、障害福祉課にて、就学前児童発達支援事業等利用者負担金給付事業(P25(7)(ウ))の支給決定を受けると利用者負担金相当額(食費等実費相当分は除く)が後日給付されます。

なお、3～5歳児については、利用料は無料です。

### ◆開園時間 午前9時～午後4時

### ◆児童発達支援の内容

- ア. 日常生活における基本的動作の基礎を習得する
- イ. 集団生活適応の基礎を作る
- ウ. 保護者に対する相談援助

◆問合せ先

①受給者証・利用者負担金については、

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ) 電話28-9134(直通)

②上記以外は、

はとぽっぽ(電話25-9622)、チューリップ教室(電話52-0702)

すぎの子教室(電話28-9765)、たけのこ園(電話28-9766) の各施設へ

## 7 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分なため、不利益を被る恐れがある知的障害者、精神障害者に対して、市長による後見等開始審判等の申し立てやその費用及び成年後見人等の報酬の全部または一部の助成をします。

◆利用対象者

市内に住所を有する65歳未満の方で、身よりのない、または親族の支援が期待できない重度の知的障害者、精神障害者で民法第7条、第11条、第15条第1項に規定する審判の請求が必要と認められる方

◆申請場所・問合せ先

①市長による後見等開始審判等の申し立てについては、

本庁舎2階28番窓口(福祉総務課福祉総合相談室) 電話28-9145(直通)

②報酬の助成については、

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ) 電話85-7698(直通)

## 8 日常生活自立支援事業

判断能力が十分でないため、福祉サービスの利用手続きや金銭管理などに不安のある方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行い、地域で自立した生活が送れるように支援します。

### ◆対象者

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が十分でない方

### ◆援助の主な内容

#### ・福祉サービスの利用援助

さまざまな福祉サービスの利用に関する相談・情報提供や利用料の支払い手続き、福祉サービス利用に関する苦情解決制度の利用手続きなどをお手伝いします。

#### ・日常的な金銭管理サービス

公共料金や医療費、税金などの支払い手続きと生活に必要な預貯金の出し入れをお手伝いします。

#### ・書類等の預かりサービス

銀行の貸金庫等で通帳や印鑑、証書などの大切な書類をお預かりします。

### ◆利用料

1回 1,200円(生活保護受給者は無料)

書類等の預かりサービスは月額250円

※ただし、書類等の預かりサービスのみの利用はできません。

### ◆問合せ先

社会福祉協議会本部(地域福祉グループ)

電話 85-7024(直通)